

# 生活保護費引き下げは、絶対に許せない!

厚労省の社会保障審議会生活保護基準部会に、厚労省は、生活保護費を最大13.7%も引き下げる提案を突然行いました。部会の岩田正美部会長代理が「部会が開かれるたびに（保護費の）何かを下げています。引き下げ部会みたいなイメージがある」と指摘するほど異常な提案です。

すぐに全国から抗議がわきおこり、厚労省は最大5%の引き下げに変更しました。しかし、5%の引き下げであっても絶対に許せません。

## ■繰り返し削減されてきた生活保護費

生活保護費はこれまでも繰り返し引き下げられてきました。2004年からの高齢加算の段階的廃止。2013年からは3回に分けて平均6.5%、最大10%も削減。2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に続く今回の削減です。

2013年からの削減に対しては、小倉生健会の会員を含め、全国で955名の原告が保護費を元に戻せと生存権裁判を闘っています。

## ■保護者の7割が減額

減額される世帯は全体の約7割にもなりません。特に、北九州市を含む都市部の単身世帯や子どもの多い世帯で大きく減額され、その額は年間160億円にもなり、実施は、今年の10月から3年かけて段階的に行われます。

その結果、今でも子どもを育てながら大変な生活をしている一人親世帯の場合「母子加算」などを含め、受給世帯の67%で減額。単身の65歳未満は81%、65歳以上は76%が引き下げられます。

## ■住民税非課税など市民生活全般に連動

生活保護基準は国民生活の最低基準ですから最低賃金や住民税非課税基準、就学援助などの様々な低所得者施策と連動していま

す。生活保護基準の切り下げは、生活保護を利用していない市民全般の生活水準の引き下げにつながるものです。実際、生活保護基準が下げられた後、就学援助の基準が下がる自治体が続出し、年金、医療、介護とあらゆる社会保障制度が削減、自己負担増となり、今や市民生活全般が危機に瀕しています。

## ■厚労省方式だと今後も繰り返し削減

今回の引き下げの根拠にされたのは、国民を所得額の順に並べて10で割り、その最も所得の低い層（第1十分位）と比べて、生活保護費の方が高いので生活保護費を下げるというものです。

この所得の低い層と生活保護費を比べると、必ず生活保護費の方が高くなります。理由は、生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人の割合（捕捉率）が2割以下だからです。

第1十分位（下位10%）層の中には、生活保護以下の生活をしている人たちがほとんどと沢山含まれているので、生活保護を利用していない低所得者層と生活保護費を比べれば、必ず生活保護費が高いという結果になります。この様な比較をすれば、どこまでも生活保護費を下げ続けることになります。

## 介護

社保協:「ケアマネが決めたケアプランが、保護課の介護支援専門員から変更を迫られる」

保護課:「ケースワーカーの“勉強不足”が原因。改善したい」

生健会も加入している社保協（北九州市社会保障推進協議会）は、これまで、生活保護と生活保護の介護扶助について、一緒に市と交渉（懇談会）を行っていましたが、時間が足りずに両方も不十分なものになっていました。今回からは、別々に開催しました。生活保護の介護扶助については市の「出前講演」という形で開催しました。

本来、介護保険と生活保護者が受けている介護扶助の内容に差があってはなりません。

ところが、介護扶助の場合は生活保護課に配置されている介護支援専門員が、事業所のケアマネージャーに「指導まがい」のプラン変更を迫ることが頻繁に行われています。

講演の中で保護課は、2016年度5800件のプランの内1600件、実に27%も事業所のケアマネに問い合わせをしていることを明らかにしました。

しかし、市が定めた手順書ではケアプランに「疑義がある場合に本庁と協議した上で指導」となっています。ところが、本庁と協議した件数はわずか7件しかありませんでした。



市内から駆けつけたケアマネの皆さんなど約113名で満席（正面右は、市保護課 医療・介護扶助係長）

それなのに約3割も「指導まがい」の行為が行われていました。

生活保護課は、「毎週のように苦情をいただいている。介護保険制度は複雑（ケースワーカーは勉強不足）だから介護支援専門員に任せており、そのことがトラブルの原因と考えている。改善したい」と答えました。



正月早々ですが  
親類の葬儀に出席したいのですが……

（問い）関西に住んでいた伯父さんが亡くなりました。子どもの頃とてもお世話になった人なので、せめて葬儀だけでも参列したいのですが、蓄えもなく困っています。

（答え）生活保護を受けている方で、その方の配偶者、3親等以内の血族（養子を含む）、2親等以内の姻族（義父母や義兄弟）が危篤に陥っている場合、または、それらの方の葬儀に参加する場合には「必要最低限度の交通費」等が「移送費」として給付されます。事前に（出発前）申請することが必要ですが、急なことで「申請」に行くことができない場合は、電話で担当職員に事情を説明し「交通費をお願いします」と連絡しておきましょう（電話にでた職員の名前と日時等をメモしておく）。

葬儀等が終わって帰ってきたら「一時扶助申請書」に必要事項を記入して、交通費等の領収書や会葬御礼の書面などを添えて福祉事務所に提出します。

### <主な日程>

1/13(土) 11時～料理教室+食事会+交流 生涯学習センター  
北警察署横 参加費無料 会員以外歓迎。事前連絡下さい。  
3/5(月) 14時 年金裁判 第10回口頭弁論 福岡 301 法廷

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために